

## 検疫有害動植物及び輸入検疫措置対象等の見直しの概要

令和 3 年 2 月  
消費・安全局植物防疫課

### 1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 5 条の 2 に規定する、検疫の対象とする有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）については、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスクアナリシス（以下「PRA」という。）を行い、その結果に基づいて、これを植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 1 及び関連する告示により指定している。
- (2) この検疫有害動植物を含め輸入してはならないものが、法第 7 条第 1 項により規定されているところ、同項第 1 号の「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」については、規則第 9 条により規則別表 1 の 2、2 及び 2 の 2 に規定している。
- (3) また、国内の一部に存在する有害動植物について、そのまん延を防止するため他の地域への移動を制限又は禁止する植物等が、法第 16 条の 2 又は第 16 条の 3 により規定されているところ、第 16 条の 2 の「農林水産省令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの」については、規則第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 により別表 3 及び 4 に規定している。また、法第 16 条の 3 の「農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの」については、規則第 35 条の 7 により別表 6 及び 7 に規定している。
- (4) (1)、(2) 及び (3) については、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、PRA を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

### 2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施した PRA の結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

#### (1) 検疫有害動植物の見直し

- ① 検疫有害動植物（計 1,021 種から、計 1,023 種へ）（規則別表 1）

新たに2種を指定（*Anastrepha striata* 及び *Tomato mottle mosaic virus*）。

- ② 非検疫有害動植物（計513種から、計520種へ）（告示※1）

新たに7種を指定。

（2）輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

- ① 新たに指定する検疫有害動植物に対する、輸入検疫措置の設定（規則別表2の2）  
2種（*Anastrepha striata* 及び *Tomato mottle mosaic virus*）について、輸出国に対し、作業計画に従った措置又は精密検定の実施とともに、検査証明書において当該措置を実施した旨を追記することを要求。
- ② 既存の検疫有害動植物に対して、
- i) 輸入検疫措置を変更（規則別表1の2、2及び2の2）  
27種（チチュウカイミバエ等）の検疫有害動植物について、寄主植物又は発生地域の追加、寄主植物の表示名の変更、検疫措置の選択肢の追加等。
- ii) i)に伴い、関連する農林水産大臣が定める基準を削除・修正（告示※2～5）

（3）国内における移動禁止地域及び移動禁止植物等の見直し

既存の有害動物に対して、

- i) 一部の発生地域（津堅島）を除く（アリモドキゾウムシ）（規則別表4、6及び7）
- ii) 寄主植物を追加（ミカンコミバエ及びウリミバエ）（規則別表6）

[関連する告示]

- ※1 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成23年3月7日農林水産省告示第542号）
- ※2 コロンビア産イエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成11年4月15日農林水産省告示第581号）
- ※3 ブラジル連邦共和国から発送されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成16年9月29日農林水産省告示第1774号）
- ※4 コロンビアから発送されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成21年10月20日農林水産省告示第1471号）
- ※5 ペルーから発送されるケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成22年1月29日農林水産省告示第243号）

### 3. 主なスケジュール（案）

令和3年

- 1月 SPS 通報発出
- 2月 パブリックコメント募集（コメント期間25日間）、公聴会開催
- 4月 改正規則及び告示の官報公示・施行

以上